

健発 1 2 2 6 第 4 号
平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日

一般社団法人日本移植学会 理事長殿

厚生労働省健康局長



「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）
の一部改正について（通知）

臓器の移植に関する法律（平成 9 年法律第 1 0 4 号）の運用に関しては、平成 9 年 1 0 月 8 日付け健医発第 1 3 2 9 号厚生省保健医療局長通知の別紙「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を定めているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会での審議結果に基づき、ガイドライン第 4（臓器提供施設に関する事項）及び第 1 3（生体からの臓器移植の取扱いに関する事項）の 8 を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日から施行することとしました（詳細については別紙概要を参照）。

つきましては、貴会員等に対する周知及び改正後のガイドラインに基づく適正な移植医療の実施についてよろしく御対応をお願いします。